

令和 6 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 1 2 月定例会付託案件 1

令和 6 年 1 2 月 6 日（金曜日）

議会運営委員会会議録

令和6年12月6日 金曜日

午後2時45分開議

午後2時51分開議（実時間6分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第164号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○本日の会議に出席した者

副委員長	橋本貴喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	山本幸廣君
議長	村川清則君

※欠席委員 増田一喜君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室

人事課長 田中博之君

○記録担当書記 中川紀子君
田島麗子君

（午後2時45分 開会）

○副委員長（橋本貴喜君） 定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、タブレット端末のレジュメのとおりであります。

◎議案第164号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

それでは、当委員会に付託となりました議案第164号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の田中でございます。

それでは、八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。恐れ入ります、着座にて失礼します。

○副委員長（橋本貴喜君） どうぞ。

○人事課長（田中博之君） それでは、議案書は3ページでございます。説明のほうは、右肩に議案第164号関係資料と記載されている資料に基づき説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。

期末手当の年間支給月数を現行の3.40月分から3.45月分へ、0.05月分引き上げるものでございます。引上げは、令和6年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.70月から1.75月と改正条例の第1条において規定しております。令和7年度以降におきましては、6月と12月が均等になるよう支給月数を1.725

月とし、改正条例の第2条にて規定をしております。

最後に施行期日でございますが、まず、第1条に規定しております令和6年度の12月に支給する期末手当については公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用することとしております。

また、第2条に規定しております令和7年度以降に支給する期末手当については、令和7年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（橋本貴喜君） 以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回の改正に当たって、人事院勧告ということは理解をしているんですけども、熊本県、市——市はたしか調査ができませんというような毎回お話をいただいていたかと思うんですけど、市が民間とどれぐらい違うのか、県のレベルで民間とどれぐらい違うのかというデータがありましたら御紹介いただければと思います。

○人事課長（田中博之君） 月額給与ベースでお答えさせていただきたいところでございますが、よろしかったでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 給与レベルでしかないということであれば仕方がないかなというふうに思います。

○人事課長（田中博之君） まず、人事院勧告のベースでございますけども、民間の給与がですね、41万6561円に対しまして、国家公務員の給与でございますが、40万5378円、格差としまして1万1183円、パーセントは2.76%となっております。

加えまして、県の人事委員会の勧告でございますけども、県の場合は、民間給与36万9698円に対しまして職員給与36万131円、

格差としまして9567円、パーセンテージ2.66%というふうになっております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

具体的に今回の見直しの上げ幅というのは金額に直すとどれぐらいになるんですかね。

○人事課長（田中博之君） 議員さんの分でお答えしてよろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） はい、議員の審議ですので。（人事課長田中博之君「承知しました」と呼ぶ）

○人事課長（田中博之君） 議員さんの上げ幅でございますけども、議長がですね、2万9000円程度、副議長2万6400円程度、あと議員さんですね、2万4700円程度、合計でですね、67万5120円を見込んでおります。

以上でございます。（委員大倉裕一君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○副委員長（橋本貴喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） なければこれより採決いたします。

議案第164号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副委員長（橋本貴喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(橋本貴喜君) 異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

(午後2時51分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年12月6日

議会運営委員会

副委員長